

対象事業者は  
申請を

## 交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金

市では、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響に加え、長引く原油価格や物価の高騰が交通事業者等に及ぼす影響を緩和するため、支援金を交付します。

▼対象 市内に主たる営業所や事務所を有する高速バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者

※申請時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があることや申請者（法人の場合、代表者および役員）が暴力団員等に該当しないことが交付条件です／商工労政課で実施する「中小企業者等高压・特別高压電気価格高騰対策支援金」の交付を受ける事業者は、対象となりません。

▼支援金の額 令和5年4月1日時点で、国土交通省東北運輸局に登録しているバス・タクシー車両または青森県公安委員会に届出している随伴用自動車のうち、申請時点で所有または使用してい

る車両台数に次の金額を乗じた額

高速バス事業者＝1台につき20万円／

貸切バス事業者＝1台につき10万円／タクシー事業者＝1台につき5万円／運転代行業者＝1台につき2万円

※令和5年4月1日以降に、登録・届出していた車両を廃車し、その代替車両として取得した車両は交付対象とみなしますが、上限は令和5年4月1日時点の台数となります。

▼申請方法 9月29日（金）の午後5時までに、郵送（当日消印有効）か持参で交付申請書兼請求書と必要書類の提出を。

■問い合わせ・申請先 地域交通課（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所3階、☎35-1124）



期限までに  
交付申請を

## 令和5年度トラック等運送業事業継続支援金

市では、燃料価格の高止まりや物価高騰の影響を受けている対象事業者に支援金を交付します。

▼対象 トラック等運送業者（一般および特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者）

▼支援金の額 次の車両1台あたりの支援単価と車両台数から算出される合計金額

大型車（最大積載量10t以上）＝6万円／中型車（最大積載量2～10t未満）＝4万円／小型

車（最大積載量2t未満）＝3万円

▼申請方法 9月30日（土・当日消印有効）までに郵送で申請書と必要書類の提出を。

必要書類など詳細は、市ホームページ（QRコード）で確認するか、お問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 産業育成課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎32-8106）



道路の安全通行に  
努めましょう

## 交通ルール・マナーを守り交通事故の防止を

【夏の交通安全県民運動】

7月21日（金）～31日（月）



夏休みに入るこの時期は、子どもたちや若者の開放感から起こる交通事故や、レジャーによる疲労運転や飲酒運転等から起こる交通事故が多数発生しています。

私たち一人一人が道路の安全な通行を心掛け、悲惨な交通事故を

なくしましょう。

▼運動の重点

①子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

②自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

③全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

④飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

■問い合わせ先 地域交通課（☎35-1102）

各種申請は  
お早めに

## 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

### 被保険者証の更新

被保険者証を持っている人に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。※期限切れの被保険者証は破棄するか返還してください（郵送可）／令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新

#### ①被保険者で住民税非課税世帯の人

医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

#### ②被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる人

医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

所得状況等によって①か②に引き続き認定され

る人には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します（更新手続きは不要）。また、①か②に該当し、新たに認定証の交付を希望する人は、被保険者証、マイナンバーカードまたは通知カードを持参の上、窓口で手続きしてください。

### 令和5年度の保険料

均等割額 被保険者全員が 納める額	+	所得割額 所得に応じて 納める額 基礎控除後の所得 (※1) × 8.80% [所得割率]	=	保険料額 限度額 66万円
4万4,400円				

(※1) … 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額。

令和5年度保険料の軽減措置については、広報ひろさき5月1日号で確認してください。また、災害、倒産など特別な事情がある場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7046）／岩木・相馬総合支所民生課窓口

医療データを  
研究に活用します

## 次世代医療基盤法による医療情報提供のお知らせ

市は、医療ビッグデータを市民の健康へ生かすことを目的に、弘前大学および青森県後期高齢者医療広域連合とともに、国の認定事業者である日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO）と「次世代医療基盤法」に基づく医療情報提供契約を令和3年に締結し、研究に活用する準備を進めています。今後、国保レセプトデータ等の医療情報に加えて新型コロナウイルスワクチンおよび肺炎球菌ワクチンの接種記録の提供を予定しています。

この度、更なる周知を図るため、7月中旬以降

に送付する国保被保険者証および後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封して再通知を行います。

▼対象 国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者

なお、自身の医療情報の提供を拒否（オプトアウト）することができます。手続きを希望する人は国保年金課までお問い合わせください。

※拒否の手続き済みの人は、同じ通知を受け取っても再度手続きをする必要はありません。

■問い合わせ先 国保年金課（☎35-1116）

### 総合学習センター研修室の使用を休止

幼児ことばの教室が総合学習センター内に一時移転するため、研修室の使用を休止します。

▼休止期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

■問い合わせ先 教育センター  
（☎26-4803）

▼休止場所 総合学習センター（末広4丁目）4階第2～5研修室  
※使用再開の日程などは、あらためてお知らせします。

